

**第4次三重県食育推進計画普及啓発冊子作成業務
企画提案コンペ参加及び業務仕様書**

1 目的

三重県では、第4次三重県食育推進計画（令和3年3月策定）に基づき、「食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資すること（食育基本法第2条）」、そしてSDGsの実現を旨として、第3次三重県食育推進計画までの取組とその成果をふまえ、「みえの食育」に取り組むこととしています。

この第4次計画で取り組むこととしている内容の一般県民に対する普及啓発のため、第3次計画の普及啓発のために作成した「食育の手帖」を全面刷新するものです。

2 業務の内容

(1) 業務名称

第4次三重県食育推進計画普及啓発冊子作成業務

(2) 実施期間

業務委託契約の締結日から令和4年2月10日（木）まで

(3) 業務内容の詳細

- | |
|-----------------------------|
| ① 啓発冊子の構成、デザイン、文章作成、レイアウト制作 |
| ② 上記①の印刷・製本 |
| ③ 納品（一部別納（個別配送）あり） |

① 啓発冊子の構成、デザイン、文章作成、レイアウト制作

第3次三重県食育推進計画の普及啓発を目的に作成したA5判冊子（冊子名：食育の手帖）をベースとして、令和3年3月に策定した「第4次三重県食育推進計画」の普及啓発を目的としたA4判冊子を作成します。

詳細仕様は以下のとおりとし、冊子へ最低限盛り込みたい内容は別紙「第4次三重県食育推進計画普及啓発冊子 掲載項目一覧」のとおりです。

〔詳細仕様〕

撮影・取材	なし。 ただし、県産食材に関する写真素材は必要に応じて発注者が提供するが、その他のイメージ写真等が必要な場合は、受注者が用意すること。
構成、デザイン及びレイアウト制作	A4判で12ページとすること。 ただし、 <u>具体的な掲載内容は企画提案の対象</u> とし、 <u>紙面レイアウトの詳細も企画提案の対象</u> とする（現行のA5判冊子を参考に、 <u>A4判冊子に仕上げる</u> こと。）。 なお、いずれも受注後に発注者との協議で決定する。

文章作成（コピーライティング）	掲載項目決定後に受注者において原稿を作成すること。 なお、原稿の決定は発注者と協議の上で行うこと。
校正及び修正	3回程度（うち1回は簡易色校正を兼ねる） ※ なお、レイアウトやデザイン、原稿の決定までに行うイメージ案の作成や打合せ、確認作業は、校正の回数に含まない。
電子データの作成	印刷用データ及びWeb閲覧用データを作成のこと。 （印刷用データ） illustrator形式（Windows対応）及びPDF形式 （Web閲覧データ） PDF形式（印刷用データよりも軽量とすること） なお、Web閲覧用データは、見開きA3判表示のものと、A4判単ページ表示の2種類を作成のこと。

② 上記①の印刷・製本

①で作成したものを、下記の詳細仕様に基づき印刷・製本してください。

〔詳細仕様〕

仕上げ・部数	A4判 12ページ 中綴じ仕上げ 10,000部
印刷方法	オフセット印刷 全面フルカラー（4C×4C）
紙質・部数	コート紙90kg
梱包	50部ごとに帯封し、200部ごとに梱包のこと。

※ いわゆる「グリーン購入」について

本案件に係る印刷は、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「令和3年度環境物品等の調達方針 3役務 印刷」の判断基準を満たすものとしてください。なお、同調達方針では、印刷に係る「判断基準及び配慮事項」は“国基準等を準用”しているので、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和2年2月） 22-2印刷」の「判断の基準」を満たす必要があります。

ただし、作成する印刷物の印刷用紙において当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合は代替品を認めます。

（参考）

・「みえ・グリーン購入基本方針」「環境物品等の調達方針」（三重県 Web ページ）

<http://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/84547044152.htm>

・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（グリーン購入法. Net）

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

③ 納品（一部別納（個別配送）あり）

①及び②で作成した成果物を、下記の詳細仕様にに基づき納品してください。

〔詳細仕様〕

電子データ	電磁的記録媒体（CD等）に保存して納品すること。
印刷物	県庁フードイノベーション課あてに納品するほか、一部については、次のとおり分納（個別配送）を行うこと。 (分納①) 県内各市町教育委員会事務局（計 29 箇所）に対して、各 200 部を送付のこと。 (分納②) 県内の私立幼稚園及び認定こども園（約 120 箇所）あてに、各 10 部を送付のこと（リストは発注者が提供）。

＜留意事項及び業務実施上の条件等＞

- ① 編集やデザインについては、企画段階において、随時、案を発注者に提示して、発注者の意見を反映してください。これについては、校正に含まないものとします。
- ② 委託業務の実施にあたっては、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容は、発注者との協議で決定するものとします。
- ③ 使用するイラスト等は受注者が権利を有するものとし、発注者による二次利用を可能としてください。
- ④ 本契約に基づく成果物（印刷物及び版下や各種電子データ）の所有権は、発注者への成果物の引渡し完了と同時に発注者に移転するものとし、成果物（印刷物及び版下や各種電子データ）の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、成果物の引渡し完了と同時に発注者に譲渡してください。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとします。
- ⑤ 原則として、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、予め発注者の承諾を得た場合は、この限りではありません。
- ⑥ 本件業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本件業務以外の目的に使用してはならず、契約期間の終了後や、契約が解除された後も同様とします。
- ⑦ 委託業務を通じて取得した個人情報については、三重県個人情報保護条例の適用を受けるものとします。
- ⑧ 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとします。
- ⑨ 発注者は、必要に応じ受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。
- ⑩ その他、業務の遂行において疑義が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従ってください。

3 契約上限額

金 651,200 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

（1）参加者資格

- ① 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

（2）最優秀提案者資格

- ① 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ② 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ③ 三重県税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

5 契約条件

（1）委託業務名

第4次三重県食育推進計画普及啓発冊子作成業務委託

（2）委託期間

業務委託契約の締結日から令和4年2月10日（木）まで

（3）納品を要する成果品等

- ① 業務完了報告書 1部
- ② 2（3）で示した電子データ一式及び冊子

（4）成果品の提出期限

令和4年2月10日（木）

6 参加資格確認申請書の提出

本案件の受託を希望する者は、企画提案書の提出に先立って「企画提案コンペ参加資格確認申請書」を提出してください。

（1）提出を要する書類

- ① 企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式第1号）
- ② 委任状（様式第2号） ※必要な場合のみ
- ③ 登記簿謄本の写しなど必要書類

（2）提出方法等

持参又はメールで提出してください。

なお、メールの場合は、電話等で到達確認を必ず行ってください。

提出期限：令和3年8月27日（金）正午必着

提出先：〒514-8570 津市広明町13番地

三重県農林水産部 フードイノベーション課 ブランド協創班

電話：059-224-2395（担当：山口、宮原）

7 企画提案コンペの実施

業務委託の実施にあたっては、企画提案コンペ参加資格確認を受けた者からの企画提案資料の提出を受け、それを第4次食育推進計画普及啓発冊子作成業務企画提案コンペ選定委員会（以下「選定委員会」という。）で審査し、最優秀提案を選定して、その提案を提出した者と業務委託契約を締結します。

（1）企画提案コンペの審査基準

項目	解 説
①企画性	県民に日常生活における「食」の大切さを気付かせ、食育を推進する意欲を喚起させる独自のアイデアが盛り込まれ、かつ、それらをわかりやすく伝える内容となっているか。
②的確性	第4次三重県食育推進計画で、県が実施しようとする施策に加え、提案するコラムのテーマは広く食育に関心を持てる内容となっているか。
③訴求性	普及啓発のために「まずは興味を惹き、手に取ってもらう」観点から魅力的なデザインとなっているか。
④専門性	食育に関連した情報を効果的に発信する実績や、伝わりやすいデザイン配置の提案など、普及啓発に対する専門的な技術やノウハウを有しているか。
⑤経済性	企画提案した内容を着実に実施するために必要な経費がもれなく見積もられていて、かつ、その内容は費用対効果の観点から効率的なものとなっているか。
⑥業務推進体制	提案内容を着実に期間内に実施するとともに、コンプライアンスの観点からも十分な業務受託体制となっているか。

（2）提出を要する企画提案資料

以下の①～⑥をセットにして各8部を提出してください。

① 企画提案書

ア 全体及び各ページの構成・デザイン・レイアウトの考え方、掲載記事の概要

イ 冊子のサンプル（表紙・裏表紙、及びいずれかの見開き2ページ分）

ウ コラムのタイトル（テーマ）

エ 編集者・ライターなど、製作に携わる者の氏名及び実績

オ 会社としての類似業務の実績

カ 上記を補足する資料（必要な場合のみ）

② 業務執行体制

③ 業務執行スケジュール

④ 見積書

見積書作成上の注意

- ・ 見積書の発行者は代表者とし、職及び氏名を記載すること。
- ・ 見積書には代表者印（丸印）を押印するか、もしくは、発行責任者の所属、職、氏名及び連絡先（電話及びメール）を記載すること。

(3) 提出方法等

持参又は郵送で提出してください。

なお、郵送の場合は電話等による到達確認を必ず行ってください。

提出期限：令和3年9月3日（金）正午必着

提出先：〒514-8570 津市広明町13番地

三重県農林水産部 フードイノベーション課 ブランド協創班

電話：059-224-2395（担当：山口、宮原）

8 最優秀提案の選出

提出された企画提案資料は、書面による審査と併せ、以下のとおりプレゼンテーション審査を実施して最優秀提案を選出し、その提案を提出した者と契約条件を協議の上、業務委託契約を締結します。

ただし、提案者が多数の場合は事前に書類審査を行い、優秀提案者5者を選定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーション（Web会議システムを用いたリモート形式）を実施します。

なお、提案が1者のみの場合は、プレゼンテーションによる審査に代えて選定委員会における書類審査のみを実施します。

(1) プレゼンテーション審査の内容

提案者による説明を15分行った上で、選定委員会からの質疑を10分行います。

なお、Web会議システムはZoomもしくはWebexを使用します。

(2) 日時

令和3年9月9日（木）9時から（予定）

(3) 時間割等の連絡

プレゼンテーションの時間割等の詳細は、令和3年9月7日（火）までにメールで連絡します。なお、必要な場合は、事前の接続テストも対応可能です。

9 最優秀提案者に提出を求める資料の内容（※最優秀提案者に対してのみ別途依頼）

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）

（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し

(2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの）の写し

(3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、誠実に履行した実

績の有無を示す証明書

- (4) 三重県物件等電子調達システム利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」

10 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問は、下記のとおり必ず文書で行ってください。

電話での質問は一切受け付けません。

(1) 提出方法

ファックス(059-224-2521)又はメール (foods@pref.mie.lg.jp)で行ってください。

なお、送信後に電話で到達確認を必ず行ってください。

(2) 提出期限

令和3年8月24日（火）午後3時まで

(3) 質問に対する回答

令和3年8月26日（木）までに三重県Webサイト上で掲載します。

11 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部フードイノベーション課において示します。

- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。なお、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

契約金額は7（2）④で提出を求める見積書に記載された金額とし、消費税及び地方消費税は内書きで記載します。なお、契約金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

- (4) 契約は、三重県農林水産部フードイノベーション課において行います。

12 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

13 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

14 見積及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

15 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下、「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

16 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

17 その他

- (1) 企画提案書の作成に必要な費用については、各提案者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返還しませんので、各自で写しをとってください。
- (3) 契約に係る委託料の支払い等は、三重県会計規則の規定に従います。
- (4) 委託料の支払いは、委託業務が完了し、発注者の検査合格後に支払います。
- (5) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対しては、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に定める罰則が適用されます。

18 連絡先及び担当者

三重県 農林水産部 フードイノベーション課 ブランド協創班（担当：山口、宮原）

電 話 059-224-2395 / F A X 059-224-2521

メール foods@pref.mie.lg.jp